

年金記録確認鳥取地方第三者委員会（第28回）議事要旨

1. 日 時 平成20年4月10日（木） 13時30分から16時30分

2. 場 所 年金記録確認鳥取地方第三者委員会委員会室

3. 出席者

（委員）松本委員長、松井委員長代理、塩田委員、山田委員、渡辺委員
（事務室）梶原事務室長、松浦事務室次長、上田主任調査員、岡本主任調査員、前本主任調査員 ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況
- (2) 申立事案の説明・審議
- (3) その他（フリートーカー）

5. 会議経過

(1) 年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況について、事務室から以下のとおり、説明した。

・ 社会保険事務所での受付件数

206件（平成20年4月9日現在：厚生年金114件、国民年金92件）

・ 第三者委員会への転送件数

151件（平成20年4月9日現在：厚生年金83件[うち中央委員会からの転送1件]、国民年金68件）

(2) 審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

議論の結果、①国民年金2件について記録訂正の必要があること、②厚生年金2件、国民年金2件について記録訂正を認めないこと、を決定した。

また、これら以外の申立事案は、次回の委員会においても、引き続き、事案の審議及びあっせん案の審議を継続することとされた。

(3) 次回は、平成20年4月17日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認鳥取地方第三者委員会（第29回）議事要旨

1. 日 時 平成20年4月17日（木） 13時30分から16時30分

2. 場 所 年金記録確認鳥取地方第三者委員会委員会室

3. 出席者

（委員）松本委員長、松井委員長代理、塩田委員、山田委員、渡辺委員
（事務室）梶原事務室長、松浦事務室次長、上田主任調査員、岡本主任調査員 ほか

4. 議 題

- （1）年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況
- （2）申立事案の説明・審議
- （3）その他（フリートーカーキング）

5. 会議経過

（1）年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況について、事務室から以下のとおり、説明した。

・ 社会保険事務所での受付件数

208件（平成20年4月16日現在：厚生年金115件、国民年金93件）

・ 第三者委員会への転送件数

151件（平成20年4月16日現在：厚生年金83件[うち中央委員会からの転送1件]、国民年金68件）

（2）審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

議論の結果、①厚生年金1件、国民年金2件について記録訂正の必要があること、②厚生年金2件、国民年金2件について記録訂正を認めないこと、を決定した。

また、これら以外の申立事案は、次回の委員会においても、引き続き、事案の審議及びあっせん案の審議を継続することとされた。

（3）次回は、平成20年4月25日（金）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認鳥取地方第三者委員会（第30回）議事要旨

1. 日 時 平成20年4月25日（金） 13時30分から16時30分

2. 場 所 年金記録確認鳥取地方第三者委員会委員会室

3. 出席者

（委員）松本委員長、松井委員長代理、塩田委員、山田委員、渡辺委員
（事務室）梶原事務室長、松浦事務室次長、上田主任調査員、岡本主任調査員、前本主任調査員 ほか

4. 議 題

- （1）年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況
- （2）申立事案の説明・審議
- （3）その他（フリートーカーキング）

5. 会議経過

（1）年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況について、事務室から以下のとおり、説明した。

・ 社会保険事務所での受付件数

213件（平成20年4月20日現在：厚生年金117件、国民年金96件）

・ 第三者委員会への転送件数

166件（平成20年4月24日現在：厚生年金93件[うち中央委員会からの転送1件]、国民年金73件）

（2）審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

議論の結果、①国民年金1件について記録訂正の必要があること、②厚生年金5件、国民年金1件について記録訂正を認めないこと、を決定した。

また、これら以外の申立事案は、次回の委員会においても、引き続き、事案の審議及びあっせん案の審議を継続することとされた。

（3）次回は、平成20年5月1日（木）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり ）